

令和5年度 池田町元気なまちづくり事業 事業報告集



池田町自治会協議会

池 田 町

『まちづくりの主役はあなたです』

以上ご紹介したように、平成 18 年 4 月からスタートした地域協働の土台づくりである自治会との協働のまちづくり事業「池田町元気なまちづくり事業」は 18 年目を迎え、令和 5 年度も多く自治会や団体から取り組んでいただき大きな成果を残すことができました。

協働の三原則の一つとして、地域が自主的、主体的に活動する、この「共助」の取り組みは、今後の町の活性化の活力源として必要不可欠な要素です。

次年度もぜひ本事業を活用していただき「元気なまち・池田町」を皆さんと一緒に創りましょう！

《参考資料》

「池田町元気なまちづくり事業」の概要

町民と行政が一体となって協働の地域づくりを推進するため、町民自らが地域に関心を持ち、その地域の特色を活かした自主的な事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。

なお、まちづくり事業のうち、集落センター等集会施設で使用するための机や椅子の購入費を除き、新規事業は令和 5 年度まで対象外となります。

◇補助対象事業

- ①まちづくり事業 ……地域振興や活性化のために自治会やNPO法人又は 5 人以上の町民により構成されていて主に町内で活動している団体が自主的、主体的に取り組む事業
- ②建設資材支給事業…自治会が自主的に整備・補修する道路、水路等にかかる資材等に要する経費

◇留意点

- ①補助金の交付額は、事業に要する経費のうち 1 事業当たり 30 万円を限度とし、年 1 回交付します。ただし、事業費のうち飲食費及び人件費、パソコンやテレビ等の備品購入費は除きます。
平成 30 年度新規 自治会が集落センター等集会施設で使用するための机や椅子の購入費は、1 回に限り 50 万円を限度として補助対象とします。ただし、経費の 3 分の 2 以内とします。なお、まちづくり事業との重複はできません。
- ②同一のまちづくり事業への補助金交付は 3 年を限度とします。ただし、建設資材支給事業は同一事業でも 4 年目以降も交付します。
- ③補助金の申請は、まちづくり事業及び建設資材支給事業についてそれぞれ年度内 1 回かつ 1 事業とします。
- ④まちづくり事業は原則として新規事業とします。
- ⑤営利を目的とした収益事業、宗教的・政治的な催し、他の補助金制度の助成対象となっている事業等は対象外です。

令和 5 年度 池田町元気なまちづくり事業 事業報告集

作成：令和 6 年 3 月
発行：池田町総務課企画係

令和5年度 池田町元気なまちづくり事業 実施状況

◇4自治会で計4事業を実施しました(※印の事業は、以前からの継続です)

〔まちづくり事業〕 (0 団体) 令和5年度まで新規事業受付中止。継続のみ

	自治会・団体名	事業名	頁
	なし		

〔まちづくり事業（机・椅子購入）〕 (0 自治会)

	自治会・団体名	事業名	頁
	なし		

〔建設資材支給事業〕 (4 自治会)

種別		自治会名	事業名	頁
道路補修・整備	1	二丁目	町道 504 号線舗装	3
	2	滝沢	町道 427 号線アスファルト舗装化事業	3
	3	坂下	町道 373 号線未舗装区間の改良※	4
水路改修	4	三丁目	三丁目水路補修事業	4

建設資材支給事業1 道路補修・整備

自治会名	二丁目
事業名	町道 504 号線舗装
事業内容	未舗装路のアスファルト舗装
事業期間	令和5年10月7日～13日
事業費	300,000 円（内補助金 300,000 円）
経費内容	砕石、アスファルト合材、残土処理費、重機借上
事業成果	散歩や回覧板を回す際に歩行が楽になった。
写真	   【施工前】 【施工中】 【施工後】

建設資材支給事業2 道路補修・整備

自治会名	滝沢
事業名	町道 427 号線アスファルト舗装化事業
事業内容	アスファルト舗装を施工し、地元住民の交通の利便性向上を図る
事業期間	令和5年11月21日～22日
事業費	300,000 円（内補助金 300,000 円）
経費内容	砕石、アスファルト合材、重機借上
事業成果	地元住民の交通の利便性向上が得られた。
写真	   【施工前】 【施工中】 【施工後】

建設資材支給事業3 道路補修・整備

自治会名	坂下
事業名	町道373号線末舗装区間の改良※
事業内容	令和元年度からの継続事業。コンクリート舗装が破損しているため補修工事を実施し、交通の安全の確保をする。(11.1m)
事業期間	令和5年10月1日～3日
事業費	300,000円(内補助金 300,000円)
経費内容	生コンクリート、重機借り上げ、コンクリート処分等
事業成果	お墓に通じる道路でもあり墓参り等で利用する住民も多く、古くなった舗装の段差などで転倒するケースも懸念されていたが今後は安全に通行できるようになった。
写真	   【施工前】 【施工中】 【施工後】

建設資材支給事業4 水路改修

自治会名	三丁目
事業名	三丁目水路補修工事
事業内容	三丁目2829-1番を南北に流れる小水路は県道沿いの家を通る水路である。該当の水路部分は老朽化によりスムーズに流れない状況であるのでU字溝をつなぐことにより流れを良くする。
事業期間	令和5年11月25日～令和6年3月20日
事業費	268,000円(内補助金 253,000円)
経費内容	U字溝、グレーチング、再生砕石、生コンクリート
事業成果	水路の流れが良くなり下流住民の衛生環境の改善につながった。
写真	   【施工前】 【施工中】 【施工後】